

浜松市規則第 3 1 号

浜松市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

浜松市職員の給与に関する規則（昭和 3 1 年浜松市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の調整額)</p> <p>第 1 0 条 給与条例第 8 条の 2 の規定により給料の調整を行う者の範囲及び調整の額は、次の各号に定めるとおり（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、当該各号に定める額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該額が給与条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する給料月額 <math>100</math> 分の <math>25</math> を超える場合は、当該職員の給料月額に <math>100</math> 分の <math>25</math> を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第 1 0 条 給与条例第 8 条の 2 の規定により給料の調整を行う者の範囲及び調整の額は、次の各号に定めるとおり（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、当該各号に定める額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該額が給与条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する給料月額 <math>100</math> 分の <math>25</math> を超える場合は、当該職員の給料月額に <math>100</math> 分の <math>25</math> を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 弁護士の資格を有する職員のうち任命権者が別に定めるもの</u> 当該職員の給料月額に <math>100</math> 分の <math>10</math> を乗じて得た額</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 3 9 年浜松市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(育児短時間勤務職員等の期末手当基礎額等の算定に係る給料の調整額)</p> <p>第5条の2 育児休業条例第7条の7第1項 (育児休業条例第7条の11において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた給与条例第20条第4項に規定する規則で定める給料の調整額は、浜松市職員の給与に関する規則(昭和31年浜松市規則第39号。以下「給与規則」という。)第10条各号(第1号から第3号までを除く。)に定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員等の期末手当基礎額等の算定に係る給料の調整額)</p> <p>第5条の2 育児休業条例第7条の7第1項 (育児休業条例第7条の11において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた給与条例第20条第4項に規定する規則で定める給料の調整額は、浜松市職員の給与に関する規則(昭和31年浜松市規則第39号。以下「給与規則」という。)第10条各号(第1号から第3号まで及び<u>第8号</u>を除く。)に定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらし)

この規則は、弁護士の資格を有する職員のうち任命権者が別に定めるものに対する給料の調整額を新たに設けるものです。